

「ねんきん定期便」の見方（50歳以上の方用）

このリーフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、公務員・会社員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

1. これまでの保険料納付額（累計額）

a 「(1)国民年金保険料(第1号被保険者期間)」欄

◆下記の条件で、加入当時の保険料額をもとに計算しています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額をもとに計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額をもとに計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）期間は、実際に納めた保険料額をもとに計算しています。

b 「(2)厚生年金保険料(被保険者負担額)」欄

◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- ・旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

右上へ続く➡

ねんきん
定期便

この定期便は、下記時点で作成しています。

納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このページの見方は、見方(冊子)の2～3ページをご覧ください。

①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)(注)
(注) 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。

③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大24%減額となります。

24
%
減
最大
(60
歳に
早め
た場
合)

老
齢
年
金
の
見
込
額

老
齢
年
金
の
見
込
額
(
歳
時
点
)

84
%
増
最大
(75
歳ま
で遅
らせ
た場
合)

老
齢
年
金
の
見
込
額

円

円

円

1. これまでの保険料納付額（累計額）

a

(1)国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2)厚生年金保険料(被保険者負担額)	

b

一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

B－1

「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)をもとに計算しています。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）をもとに保険料納付額を計算しています。

－ 3 －

2. これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。

※3／4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者の厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

▶手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は、「保険料未納期間」として取り扱われます。

▶手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される月数を表示しています。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」(B-4国ページ)でご確認ください。

このページの見方は、見方(冊子)の4～5ページをご覧ください。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金(a)				船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月				
厚生年金保険(b)							
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月	月	
月	月	月	月				

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
d (1)基礎年金				老齢基礎年金 円
e (2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	円	円	円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	円	円	円
	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	円	円	円
	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))
1年間の受取見込額	円	円	円	円

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向によって変わります。あくまでも目安としてください。

【備考欄】

【備考欄】に「退職一時金等返還見込額」を受け取る権利を有することとなった場合（退職一時金に利子相当額を加算した金）なお、この金額は、あくまでも見込額であらう異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

B-2

障害年金や遺族年金を受け取っている方へ

◆障害年金や遺族年金を受け取っている方ようになったときに、どちらか一方の年金を選んではいただくことになります。詳しくは、国家公務員共済組合連合会 年金部にお問い合わせください。

3. 老齢年金の種類と見込額（年額）

◆老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要ですが、ここでは、これまでの加入実績のみをもとに計算した年金額（年額）を表示しています。

d 「(1)基礎年金」欄

◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、下記の期間の月数をもとに計算しています。
・国民年金の第1号被保険者期間(未納月数を除く)および第3号被保険者期間
・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

e 「(2)厚生年金保険」欄

◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（1ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

◆これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、下記のとおり計算しています。

各欄共通

・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬をもとに計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給される額（厚生年金基金の代行部分）を含めて計算しています。

「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

・国家公務員共済期間の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。
※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。
・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、表示の年金額が変動する場合があります。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。
※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

「3.老齢年金の種類と見込額」が表示されていない方へ

◆次のことなどが考えられます。
・同月内で重複している年金加入記録がある。
・厚生年金保険に統合されていない農林共済組合の加入記録がある。

▶年金加入記録を補正する必要がありますので、下記のとおりお問い合わせください。

・一般厚生年金期間について～お近くの年金事務所
・公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）について～国家公務員共済組合連合会 年金部
・私学共済厚生年金期間について～日本私立学校振興・共済事業団

「これまでの『年金加入 履歴』です。」の見方①

a 「②加入制度」欄

- ◆加入した年金制度を表示しています。
- 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

- ◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
- ◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

- ◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
- ・年金加入記録を管理するシステムにお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- ・厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。
- ◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方(冊子)の6～9ページをご覧ください。)

a

b

c

d

e

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等						④資格を取得した年月日		⑤資格を失った年月日		⑥加入月数											
1	国年	第1号被保険者						昭和58. 8. 29		昭和60. 4. 1		20											
2	公共	公務員共済						昭和60. 4. 1		昭和61. 4. 1		12											
3	厚年	X X X株式会社 (基金加入期間)						昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		268											
4	国年	第3号被保険者 (空いている期間があります。)						平成20. 8. 1		平成24. 10. 1		50											
5	私学	私学共済						平成25. 4. 1		平成26. 1. 1		9											
6	公共	公務員共済						平成26. 1. 1				84											
⑦国民年金(a)										⑧船員保険(c)													
納付済月数		全額免除月数		半額免除月数		4分の3免除月数		4分の1免除月数		学特等月数		第3号月数		納付済等月数 計		付加保険料納付済月数(再掲)		未納月数(※)		加入月数		加入期間	
20		0		0		0		0		0		50		70		(0)		0		0		0	
⑨厚生年金保険(b)										⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)		⑪合算対象期間等		⑫受給資格期間									
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計				(a+b+c)		(d)		(a+b+c+d)									
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(基金)	加入期間(基金)	(42)	(42)												
268(268)	268(268)	96(33)	96(33)	9(9)	9(9)	373(268)	373(268)	373(268)	373(268)	443	0	443											

(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

c 「④資格を取得した年月日」欄

- ◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

- ◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
- ※現在加入中の場合は、空欄となります。

e 「⑥加入月数」欄

- ◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
- なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。
- ◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。
- ◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

▶企業年金連合会（企業年金コールセンター）
0570-02-2666（ナビダイヤル）
※電話番号が050で始まる場合03-5777-2666におかけください。

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

年金記録確認のチェックポイント

ア 年金加入履歴を表示している前の期間

イ 空いている期間

ウ 年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間は、特にご確認いただきたいポイントです。
以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」がある可能性が高くなります。

働いていなかった期間	☒ 学生であったが国民年金に加入していた。 ☒ 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限りです）。
働いていた期間	☒ 退職後、結婚し姓が変わった。 ☒ いろいろな名前の読み方がある。 ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。

a 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆「納付済月数」欄

・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。

・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆「半額免除月数」、「3／4免除月数」および「1／4免除月数」欄

・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている期間は、免除後の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆「学特等月数」欄

・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。

・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「未納月数（※）」欄

・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。

・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。

・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理するシステムに登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では、「未納月数」に計上されている場合があります。

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせは、見方（冊子）の6～9ページをご覧ください。）

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等						④資格を取得した年月日		⑤資格を失った年月日		⑥加入月数
ア	1 国年	第1号被保険者						昭和58. 8. 29		昭和60. 4. 1		20
	2 公共	公務員共済						昭和60. 4. 1		昭和61. 4. 1		12
	3 厚年	X X X 株式会社 (基金加入期間)						昭和61. 4. 1		平成20. 8. 1		268
	4 国年	第3号被保険者 (空いている期間があります。)						平成20. 8. 1		平成24.10. 1		50
イ	5 私学	私学共済						平成25. 4. 1		平成26. 1. 1		9
	6 公共	公務員共済						平成26. 1. 1				84
ウ												

(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

B－3

b 「⑧船員保険」欄、c 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間

・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。

・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4／3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6／5倍して表示しています。
※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。
また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数（平成27年9月までの期間）をカッコ書きで再掲しています。

d 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
▶「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（B－4国ページ）でご確認ください。

「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」の見方

① 「納付済月数等の内訳」欄

◆年度別に次の月数を表示しています。

◆「①納付」欄

- ・国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。

◆「②免除」欄
国民年金保険料の全額免除を受けている人数および一部免除（当該免除

・国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、 $3/4$ 免除および $1/4$ 免除）を受けている月で、免除後の保険料を納めている月数です。

◆「③学生納付特例等」欄
学生納付特例制度または授業料納付猶予制度が適用されるかどうかを判断する。

- ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
- ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「④計」欄

・①～③の合計月数です。

⑤「未納」欄

◆国民年金保険料を納めていない月数です。

◆この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。

お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月であるが免除後の保険料を納めていない月数を含みます。

◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算等」欄に表示しています。

⑥「合算等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」（4ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

[illegible]

B-4 国

④ 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含まれます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 (または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。)
/	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している場合も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、半額の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、1/4の保険料を納めている月の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、1/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、3/4の保険料を納めている月の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、3/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	年金事務所にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

「ねんきん定期便」の「3. 老齢年金の見込額」について

「3. 老齢年金の見込額」の計算のもととなる年金加入期間

- ◆現在の加入条件に応じて、次のとおり60歳まで（注）年金加入期間を延長しています。
（注）公務員厚生年金期間については、60歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ◆61歳以上の方は、「ねんきん定期便」の作成月時点の年金加入記録をもとに計算しています。
- ◆厚生年金保険に加入中の方は、「ねんきん定期便」の作成月の標準報酬で、60歳まで加入したと仮定しています。
- ◆国民年金に加入中の方

4月 (基準月)	5月	6月	7月	8月 (作成月)	9月	10月 (発送月)	11月	・・・	60歳 到達月
納付済	納付済	納付済	60歳までの仮定の延長期間						
「ねんきん定期便」に表示する期間			納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	・・・	納付済

年金の制度・用語に関する説明

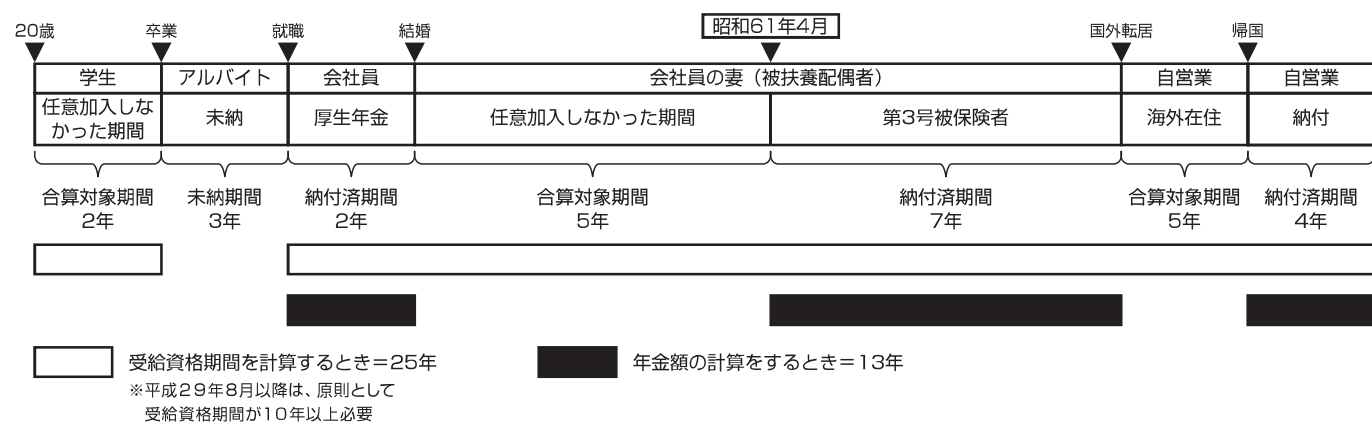
受給資格期間

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として10年（120月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。
〔保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間 = 10年（120月）〕
（※）保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間も「受給資格期間」に含まれます。
ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

合算対象期間

- ◆年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。
例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。
①昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者であった期間
②海外に在住していた期間
③平成3年3月以前の学生であった期間
- ◆合算対象期間は、受給資格期間には含まれますが、老齢年金の年金額には反映されません。

（A子さんの例）



「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKR ホームページをご覧ください。 [kkf ねんきん定期便](#) [検索](#)

[ホーム](#) ➤ [年金](#) ➤ [これから年金を受給される方](#) ➤ [連合会からの「ねんきん定期便」について](#)

全国年金相談会のご案内

詳しくは、KKR ホームページをご覧ください。 [kkf 年金相談会](#) [検索](#)

[ホーム](#) ➤ [年金](#) ➤ [年金相談・年金試算](#) ➤ [年金相談について](#) ➤ [年金相談会のご案内](#)

老齢厚生年金の繰上げ支給制度について

60歳到達後、希望により、支給開始年齢に達する前に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を行うと、請求日の翌月分から繰上げ支給の老齢厚生年金を受給することができる制度のことです。

老齢厚生年金の繰上げ支給の請求にあたっての留意点

- ◆繰上げ請求を行うと繰上げした月数の1月につき0.4%の額が減額されます。なお、この減額は、生涯にわたって行われます。
- ◆**老齢基礎年金も同時に繰上げなければなりません。**また、国家公務員の厚生年金保険の被保険者期間以外の他の種別の厚生年金保険の被保険者期間がある場合は、すべて**同時に繰上げ請求**をしなければなりません。
- ◆平成27年9月までの組合員期間に係る退職共済年金（経過職域加算額）は、老齢厚生年金を繰上げ請求した際に、同時に請求されたものとみなされます。
- ◆遺族厚生年金になった場合は、減額がなかったものとして計算されます。

詳しくは、KKR ホームページをご覧ください。

[ホーム](#) ➤ [年金](#) ➤ [よくある質問 Q & A](#) ➤ [これから年金を受給される方向け Q & A](#) ➤ [年金のしくみ](#) ➤ [老齢厚生年金](#) ➤ [繰上げ支給](#)

KKR年金スマートサービスで年金の試算依頼ができます

KKR年金スマートサービスは、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードによる個人認証を行い、ご自身の年金に関する情報をマイナポータルから受け取ることができます。是非ご活用ください。

ご利用は、KKRホームページトップページから→ [KKR年金スマートサービス](#)



お問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合等 03-3265-8155（一般電話）

受付時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）9:00～17:30

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。